問 谷和原庁舎開発指導課

☎58 - 2111 (内線5402)

遣事業」と「木造住宅耐震補強工事の補助事業_ 市では、今年度も「木造住宅耐震診断士派

込み多数の場合は抽選となる場合があります。 書類を添えてお申し込みください。なお、申し ご希望の方は、応募要件をご確認の上、必要 を実施します。

耐震補強工事補助

法・丸太組構法・鉄骨、鉄筋コ

ンクリート混構造など、そのほ

•申し込み方法=「申請書」に必

要事項を記入・押印の上、対

①市内に存する木造住宅で、昭 認を受け建築された住宅。 和5年5月31日以前に建築確 あります。 だし、昭和56年6月1日以降 補助の対象とならないことが に増築を行った住宅の場合、

②耐震診断(精密診断法)の結 ①未満のもので、耐震改修設 果、上部構造評点※2 が1・ ことで、評点が0・3以上向 計および補強工事を実施する になる住宅であること 上し、その評点が1・0以上

③2階建て以下の住宅で、延べ の2分の1以上が住宅として などの併用住宅は、建物全体 床面積が30平方
沿以上。店舗

※2上部構造評点とは、建物の 地震に対する強さを表す数値の

使用されていること(住宅の

になりません。

枠組壁構法・木質プレハブ構

しています。

※診断の実施は11月以降を予定

※ただし、次の構造方法は該当

④所有者は、市に住民登録があ

いこと(実施決定時点で確認 り、市税などを滞納していな

ダウンロードできます。

▼受付期間=6月3日側~7月

※申請書はホームページからも

ので、ご了承ください。

③過去にこの制度の耐震診断を

ない場合は、別途書類を用意

応募要件について、確認でき

していただくことになります

使用されていること

の2分の1以上が住宅として などの併用住宅は、建物全体 床面積が30平方は以上。店舗

課まで直接お持ちください。 簿など)を添えて、開発指導 定資産税の納入通知書、登記 ることが確認できる書類(固 有の場合はその代表者)であ 象住宅の建築年度と所有者(共

受けていないこと

②2階建て以下の住宅で、延べ

認を受け、建築された住宅 和56年5月31日以前に建築確 ①市内に存する木造住宅で、昭

応募要件

ご注意ください! 悪質な業者による勧誘に

することはありません。 けたりして、耐震診断や耐震改修工事を勧誘 市では、突然お宅に訪問したり、電話をか

ご連絡ください。 業者によるまぎらわしい勧誘があった時に 開発指導課または市消費生活センターへ

問 谷和原庁舎開発指導課 、市消費生活センター ☎58-2111 (内線5402) 25 - 3288

④所有者は市に住民登録があり 部分のみが対象

補助金と補助率 象とならないことがあります。 や特殊な構造の場合など、 筋コンクリート造などの場合 と。ただし、建物が鉄骨・鉄 市税などを滞納していないこ

▼改修工事に要する費用=工事 ▼設計に要する費用=設計費用 金額の3分の1(30万円が限 の3分の1 (10万円が限度)

すので、事前にご相談ください。 ※申請については規定がありま

> ▼申込期間=6月3日月~9月 30 日 (月)

終了となります。 ※予定の棟数に達した時点で

5 4 0 2 指導係 【申込先・事前相談先】 谷和原庁舎開発指導課 58 - 2 1 1 (内線 開発

